

平成29年4月1日から

# 新しい分別収集が始まります

長門市では資源循環型社会を目指し、ごみの減量化と資源化に向け、環境への負荷を抑える処理体制の構築に取り組んでいます。

平成29年4月から稼働する新リサイクルセンター（仮称）の開設に併せ、新たに「**プラスチック製容器包装類**」「**紙製容器包装類**」の分別収集を開始します。

## 新たに加わる分別収集品目

## 住民説明会を開催します

●プラスチック製容器包装類  
商品を入れたもの（容器）や包んだもの（包装）のうち、ペットボトル以外のプラスチック製のものです。その商品が消費されたり、取り出されたりした場合に不要となるプラスチック製やビニール製の容器や包装です。

## 出前講座を実施

各種団体からの出前講座も随時受け付けていますので、希望される方は問い合わせてください。

●紙製容器包装類  
商品を入れたもの（容器）や包んだもの（包装）のうち、紙パック以外の紙製のものです。その商品が消費されたり、取り出されたりした場合に不要となる紙製の容器や包装です。

●問い合わせ  
生活環境課 廃棄物対策係  
Tel 23・1249

## 3つの「R」で環境にやさしい社会の実現を！

# 10月は「3R推進月間」

3Rとは、「ごみの発生抑制（Reduce）」「再利用（Reuse）」「再資源（Recycle）」の3つの言葉の頭文字をとったものです。

3Rは、限りある資源をできるだけ有効に使い、環境への負担を少なくする「循環型社会」のキーワードとなっております。これに取り組むことが資源の有効活用とごみの減量になるとともに、地球温暖化の防止につながります。

## できることから始めよう！ 3Rの実践！

家庭や外出先で次のようなことを実践して、環境にやさしい生活を始めましょう。

- リデュース（ごみの量を減らす）  
・買い物の際には、マイバッグを持参し、レジ袋は断りましょう  
・商品を購入する際には、過剰包装や不要な包装は断りましょう  
・食材などを買うときは、できるだけ、バラ売りで必要な量だけ買いましょう  
・食べ残し、調理くずが出ないように、量などを工夫しましょう

●リユース（くりかえし使う）  
・フリーマーケットやリサイクルショップを活用しましょう  
・詰め替え容器がある商品は、詰め替え容器を選びましょう  
・ビン類は、繰り返し使うことができる容器（リターナブル容器）の商品を選びましょう

●リサイクル（資源として活かそう）  
・資源化できる資源ごみは分別しましょう  
（資源ごみの例：缶・ペットボトル・瓶・紙類・電池・金属塊など）  
・リサイクルされた商品を積極的に使いましょう

## プラスチック製容器包装類



- 対象になるもの
  - ・卵パックや食品トレー
  - ・弁当ガラ
  - ・洗剤やシャンプーのボトル
  - ・カップ麺などのカップ（紙製もあり）
  - ・菓子やレトルトパックなどの袋類
  - ・ペットボトルなどのふた、ラベル
  - ・飲み物やドレッシングなどのボトル
  - ・マヨネーズやわさびなどのチューブ類
  - ・みかんや玉ねぎの入っているネット類
  - ・発泡スチロールなどの緩衝材 など



▲このマークが目印

## 紙製容器包装類



- 対象になるもの
  - ・洗剤・菓子類・ティッシュなどの箱類
  - ・カップ麺などのカップ（プラ製もあり）
  - ・カップ麺などのふた
  - ・紙袋
  - ・包装紙
  - ・台紙類
  - ・ポテトチップスなどの紙缶
  - ・内側が銀色の紙パック



▲このマークが目印

- ごみを出すときの注意点
    - ①中身を使い切る ②汚れを落とす ③紙製とプラスチック製は別々に出す
- ※ 詳しい出し方については、各自治会で言う説明会で説明するほか、来年の市報3月号に掲載する予定です。

## ごみ減量

## ワンポイントアドバイス

家庭から排出されるごみの約40%は生ごみです。生ごみとは、調理くず、食べ残し、手つかずの食品などのことです。

生ごみは多くの水分を含んでおり、簡単な水切りを行うことや、不要な食品の購入を控えることが、ごみの減量につながります。

## 家庭用生ごみ処理機・コンポスト容器の購入費補助金

市では、生ごみの排出量の減量を推進するため、家庭用生ごみ処理機・コンポスト容器の購入費補助を行っています。

申請は生活環境課、各支所地域窓口で受け付けていますので利用してください。なお、商品を購入する際には、事前に手続きが必要となりますので、問い合わせください。



▲コンポスト容器

## リサイクル情報掲示板

市では、家庭から出るごみの減量と不用品の有効利用を進めるため、リサイクル情報掲示板を設置しています。

申し込みおよび情報の掲示は、生活環境課、各支所、出張所、市ホームページで行っています。市内に住所を有する人で、不用品を無償で譲りたい人、譲ってほしい人は活用してください。

ただし、取り扱える物品は一般家庭で不用となった使用可能な生活用品で、破損や汚れなどがなく、無償で提供できるものに限りです。



▲市役所玄関に設置されているリサイクル掲示板

## 問い合わせ

生活環境課 廃棄物対策係  
Tel 23・1249